

選挙公営の手引

令和4年3月27日執行

和水町議会議員選挙・和水町長選挙資料

和水町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、和水町議会議員選挙・和水町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の
手続について記述したものです。

注1 この公費負担経費は、候補者が供託物を和水町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

目 次

1	公費負担制度とは	3
2	公費負担の種類	3
3	対象となる候補者	3
4	公費負担の限度額	4
5	選挙公営手続図	6
6	諸手続	7
	【1】 契約締結と契約届出	7
	【2】 確認申請	7
	【3】 使用証明書・作成証明書の交付	7
	【4】 費用の請求	7
	【5】 事前審査・各種届出書類の提出日時	9
	◆選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	10
	◆選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	12
	◆選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	14
	◆選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	16
	◆選挙運動用ビラの作成の諸手続について	18
	◆選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	20
《参考資料》		
	選挙運動費用の公費負担制度Q&A	22
	契約書及び各種様式の記載例	39

1 公費負担（選挙公営）制度とは

この制度は、和水町議会議員選挙及び和水町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、和水町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、和水町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点

有効投票の総数×1/10

◆議会議員選挙における供託物没収点

(有効投票の総数÷議員定数)×1/10

※和水町の議員定数は12人

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		選挙公営の限度額		1 と 2 の 契 約 は 選 択
1 一般運送契約 (ハイヤー契約)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、64,500円 5日間合計 <u>322,500円</u>		
2 その 他 の 契 約	ア 自動車借入契約 (レンタカー契 約)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、 15,800円 5日間合計 <u>79,000円</u>	
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金 (確認を受けた金額)	7,560円 ×選挙運動の日数 5日間合計 <u>37,800円</u>	
	ウ 運転手雇用の契 約	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につ いて支払う報酬の合計金 額 (1日1人に限る。)	各日について 12,500円 5日間合計 <u>62,500円</u>	
計		<u>179,300円</u>		

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円51銭・・・①	【町 長】5,000枚・・・② 【議会議員】1,600枚・・・②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を39,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、39,000円÷5,000枚＝7円80銭になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため、7円51銭×5,000枚＝37,550円が公費負担の対象となります。
この額を超える分1,450円は候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を35,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、35,000円÷5,000枚＝7円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですので、7円×5,000枚＝35,000円が公費負担の対象となります。

【例3】議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を13,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、13,000円÷1,600枚＝8円13銭になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため、7円51銭×1,600枚＝12,016円が公費負担の対象となります。

【例4】 議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を10,000円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $10,000円 \div 1,600枚 = 6円25銭$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですので、 $6円25銭 \times 1,600枚 = 10,000円$ が公費負担の対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$525円6銭 \times 72箇所 + 100,000円$ 72箇所 (ポスター掲示場数) = 1,914円・・・①	72枚・・・② (ポスター掲示場数)

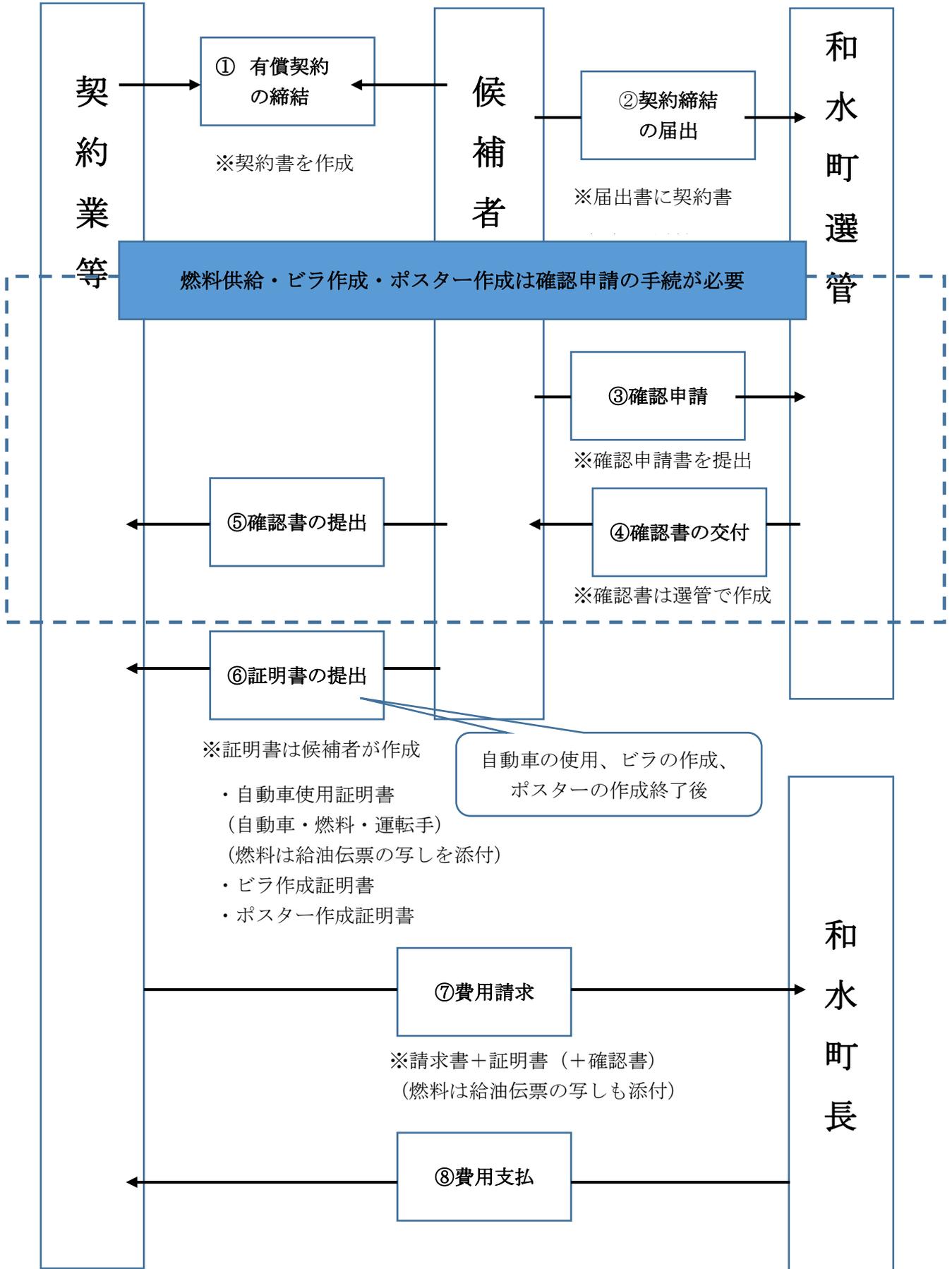
【例1】 選挙運動用ポスター100枚の作成を20万円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $200,000円 \div 100枚 = 2,000円$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $1,914円 \times 72枚 = 137,808円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分62,192円は候補者の負担になります。

【例2】 選挙運動用ポスター100枚の作成を10万円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $100,000円 \div 100枚 = 1,000円$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,000円 \times 72枚 = 72,000円$ が公費負担の対象となります。残りの28枚分28,000円は候補者の負担になります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出なければなりません。

(1) 届出先 ⇒ 和水町選挙管理委員会

(2) 届出期日 ⇒ 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒ 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

(3) 添付書類 ⇒ 各業者等との契約書の写し

◆ 注意

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ ②燃料代 ③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

【2】 確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数)の確認

(2) 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 和水町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】 使用証明書・作成証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、和水町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類	記載例
選挙運動用自動車の使用による場合	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー契約）	① 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号（その 1）】 ② 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 13 号】 請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 1】	P59 P65 P66
	上 自動車の借入れ 記 （レンタカー契約）	① 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号（その 1）】 ② 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 13 号】 請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2】	P59 P65 P67
	外 燃料代	① 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第 4 号】 ② 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 10 号（その 2）】 ④ 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 13 号】 請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2】	P51 P55 P60 P65 P68
	内 運転手の報酬	① 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 10 号（その 3）】 ② 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 13 号】 請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2】	P61 P65 P69
選挙運動用ビラの作成		① 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第 5 号】 ② 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 11 号】 ④ 請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第 14 号】 請求内訳書【様式第 14 号（別紙）】	P52 P56 P62 P70 P71
選挙運動用ポスターの作成		① 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第 6 号】 ② 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 12 号】 ④ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 15 号】 ⑤ 請求内訳書【様式第 15 号（別紙）】	P53 P57 P63 P72 P73

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

玉名郡和水町江田 3 8 8 6 番地

和水町選挙管理委員会

TEL 0968-86-5720（内線）201 又は 203

FAX 0968-86-4215

【5】事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

立候補予定者説明会時（令和4年2月下旬頃 開催予定）にお知らせします。

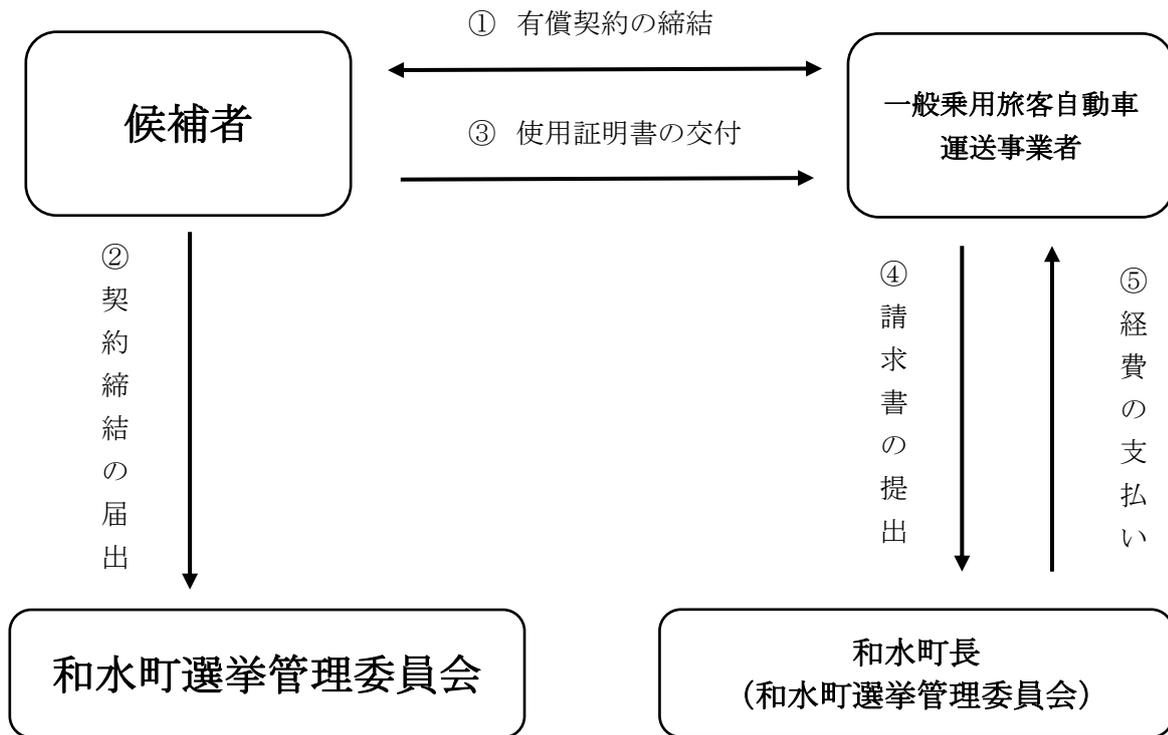
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P40	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P47	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号（その 1）】	P59	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 13 号】	P65	
	請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 1】	P66	

選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

※ハイヤー契約



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	選挙運動用自動車使用契約書 （契約に関する書面）【記載例P40】	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P47】	①の契約書 写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】【記載例P59】	
④	請求書の提出 （運送事業者⇒町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】【記載例P65】 請求内訳書 【様式第13号（別紙）その1】【記載例P66】	③の使用証 明書
⑤	経費の支払い （町長⇒借入業者等）		

（注）1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、和水町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

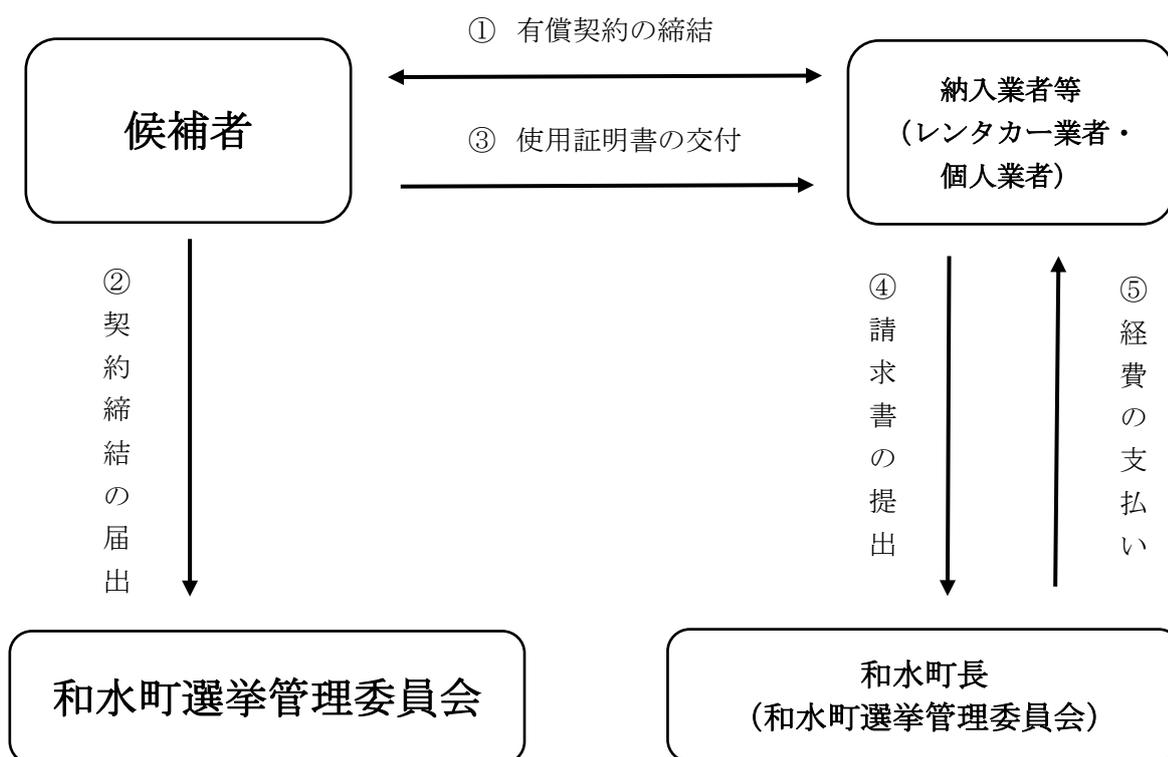
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P41	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P47	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号（その 1）】	P59	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 13 号】	P65	
	請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 2】	P67	

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と借入業者等）	選挙運動用自動車賃貸借契約書 （契約に関する書面）【記載例 P 41】	
②	① の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】【記載例 P 47】	①の契約書 写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号（その 1）】【記載例 P 59】	
④	請求書の提出 （借入業者等⇒町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 13 号】【記載例 P 65】 請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 2】【記載例 P 67】	③の使用証 明書
⑤	経費の支払い （町長⇒借入業者等）		

（注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、和水町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

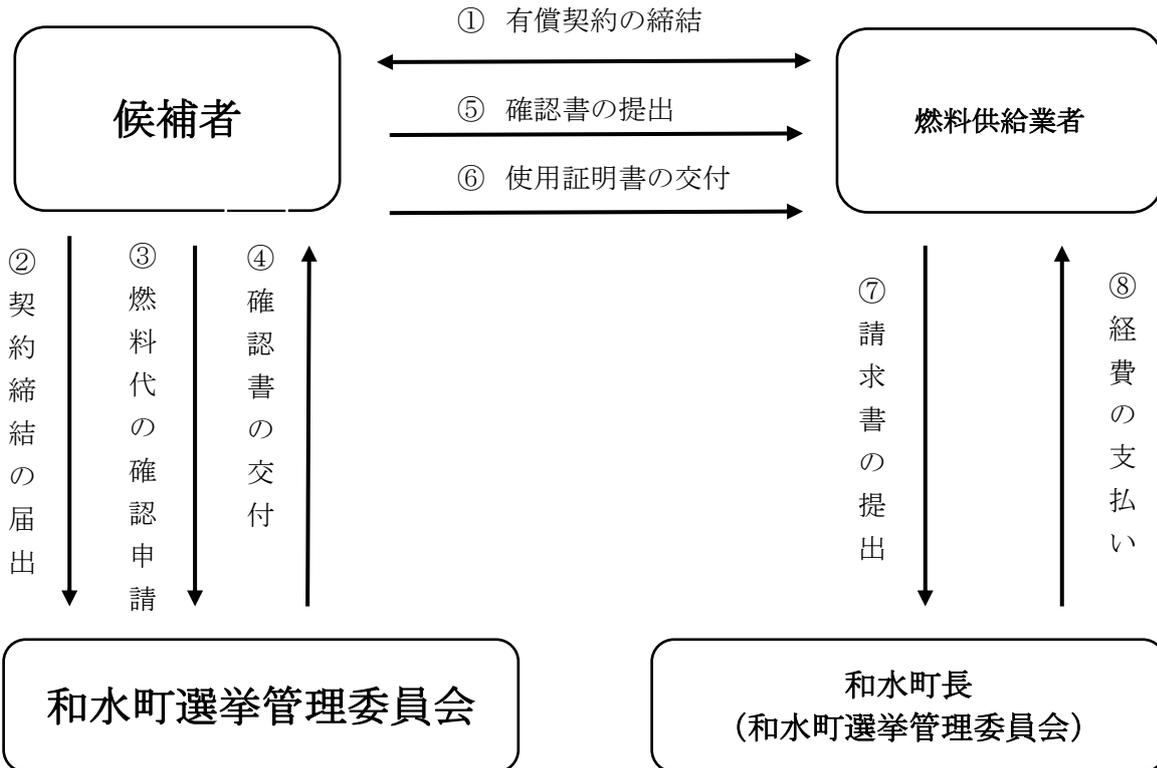
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P42	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P47	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】	P51	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 7 号】	P55	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第 10 号（その 2）】	P60	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 13 号】	P65	
	請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 2】	P68	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）		

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書 （契約に関する書面）【記載例P42】	
②	①の契約書締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P47】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】【記載例P51】	
④	確認書の交付 （選管⇒候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】【記載例P55】	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒燃料供給業者）		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 （候補者⇒燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号（その2）】【記載例P60】	給与伝票の写し
⑦	請求書の提出 （燃料供給業者⇒町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】【記載例P65】 請求内訳書【様式第13号（別紙）その2】 【記載例P68】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い （町長⇒燃料供給業者）		

（注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、和水町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

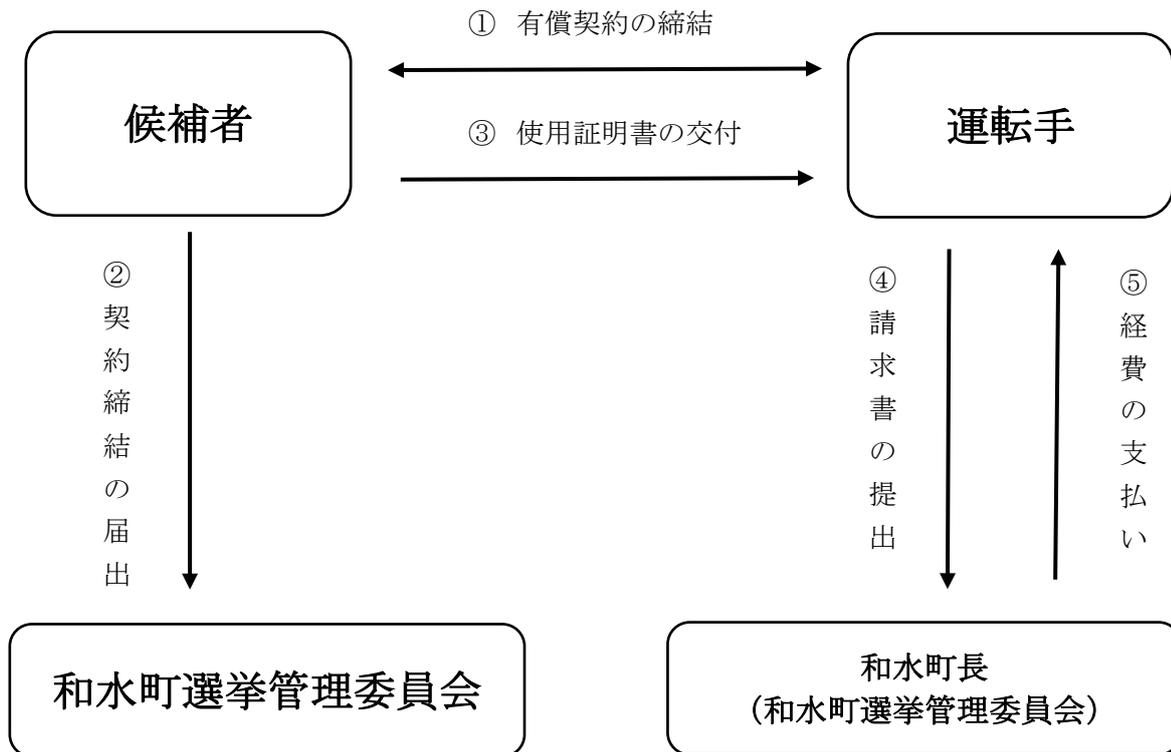
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P43	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P47	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 10 号（その 3）】	P61	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 13 号】	P65	
	請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 2】	P69	

選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	選挙運動用自動車運転手契約書 （契約に関する書面）【記載例P43】	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P47】	①の契約書 写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運転手）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号（その3）】【記載例P61】	
④	請求書の提出 （運転手⇒町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】【記載例P65】 請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2】【記載例P69】	③の使用証 明書
⑤	経費の支払い （町長⇒運転手）		

（注）1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

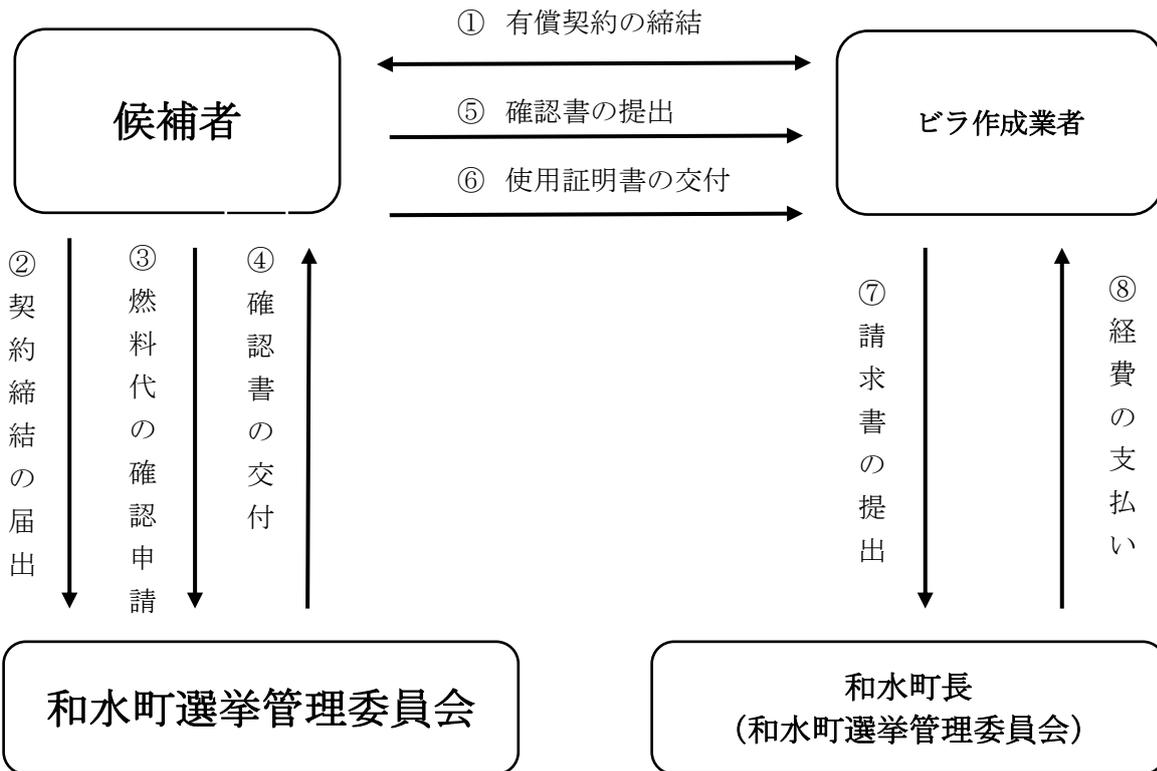
2 町長に対する上記の請求については、和水町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P44	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	P48	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	P52	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	P56	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 11 号】	P62	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第 14 号】	P70	
	請求内訳書 【様式第 14 号（別紙）】	P71	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類 (様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) 【記載例 P 44】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】【記載例 P 48】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】【記載例 P 52】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】【記載例 P 56】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 11 号】【記載例 P 62】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第 14 号】【記載例 P 70】 請求内訳書 【様式第 14 号 (別紙)】【記載例 P 71】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長⇒ビラ作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

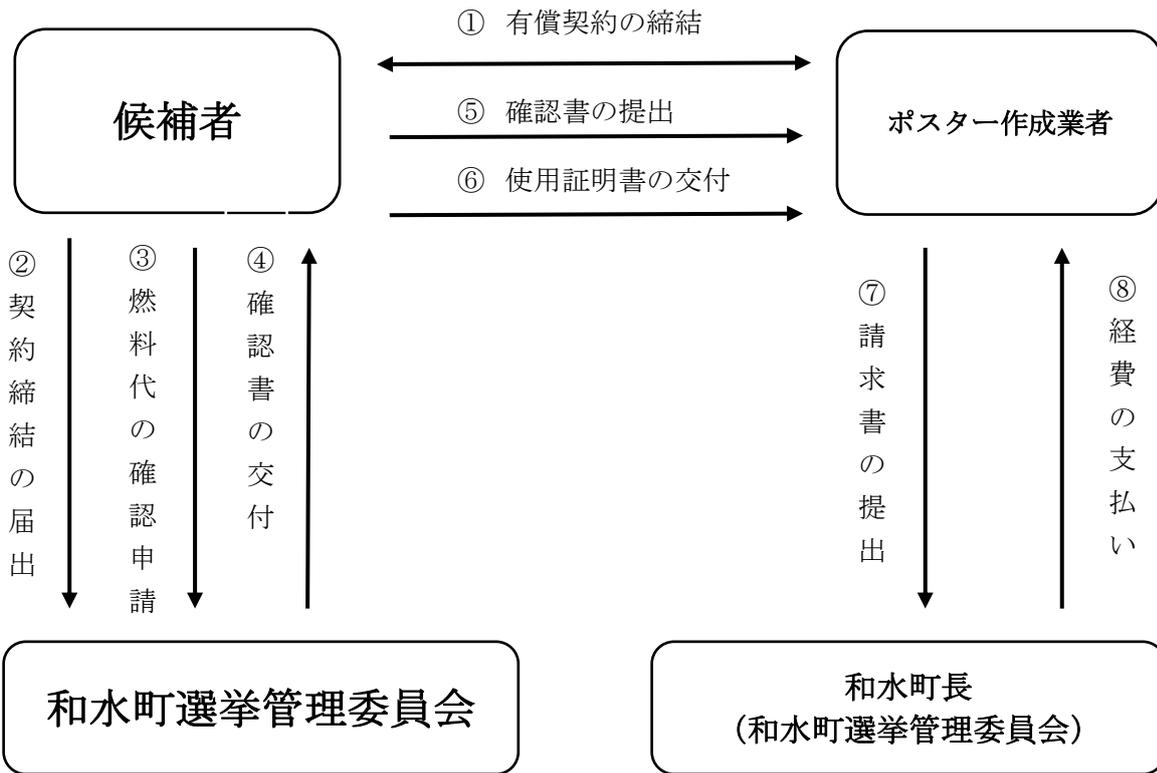
2 町長に対する上記の請求については、和水町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P45	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】	P49	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	P53	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】	P57	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 12 号】	P63	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第 15 号】	P72	
	請求内訳書 【様式第 15 号（別紙）】	P73	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者とポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成契約書 （契約に関する書面）【記載例 P 45】	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】【記載例 P 49】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 （候補者⇒選管）	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】【記載例 P 53】	
④	確認書の交付 （選管⇒候補者）	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】【記載例 P 57】	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒ポスター作成業者）	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 （候補者⇒ポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 12 号】【記載例 P 63】	
⑦	請求書の提出 （ポスター作成業者⇒町長）	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第 15 号】【記載例 P 72】 請求内訳書 【様式第 15 号（別紙）】【記載例 P 73】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い （町長⇒ポスター作成業者）		

（注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、和 Water Town 選挙管理委員会で受け付けます。